

## 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明業務実施要領

制定 平成28年7月1日付け28年度発中畜第 448号  
一部改正 平成29年6月6日付け29年度発中畜第1124号

### 1. 趣旨

公益社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)は、畜産関連の経営力向上設備等を導入する際の税制措置に係る証明業務を実施することで、質の高い設備投資の促進によって畜産事業者の経営力向上を図り、我が国の畜産生産に寄与する。

### 2. 実施要件

中小企業経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等とし、中小企業等経営強化法施行規則第8に該当する以下のすべての要件を満たす設備とする。

生産性向上指標に係る要件(年平均1%以上向上)

最低取得価額要件

その他中小企業等経営強化法上の要件

### 3. 対象設備

中央畜産会は、以下のいずれかの設備を対象として本業務を実施する。

種類：機械及び装置、器具備品、建物附属設備等

| 対象となるものの用途・細目 |                  | 備考                             |  |
|---------------|------------------|--------------------------------|--|
| 1             | 食料品製造業用設備        | 1                              | 食肉又は食鳥処理加工設備                           |
|               |                  | 2                              | 鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備                      |
|               |                  | 3                              | 市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。) |
| 2             | 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備 | 34                             | 発酵飼料又は酵母飼料製造設備                         |
|               |                  | 35                             | その他の飼料製造設備                             |
|               |                  | 85                             | 肥料製造設備                                 |
| 25            | 農業用設備            | 但し畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備に限る(別表 参照) |  |

#### 4. 実施内容

##### 1) 畜産事業者

施設機械等の設備の取得等を行う者(以下「畜産事業者」という。)は、当該設備を販売した販売会社等(以下「販売会社」という。)もしくは生産した機器メーカー等(以下「設備メーカー」という。)に証明書の発行を依頼する。

##### 2) 販売会社

設備ユーザーから依頼を受けた販売会社は、証明書(様式1)のうち、当該設備の概要等について記載する。

##### 3) 設備メーカー

設備メーカーは、証明書(様式1)のうち該当要件の証明、ならびにチェックシート(様式2)に必要な事項を記入し、必要な確認資料を添付の上、中央畜産会宛に証明書の発行を申請する。

##### 4) 申請方法

申請は郵送によるものとする。

##### 5) 郵送先

〒101-0021

東京都千代田区外神田2-16-2 第2ディーアイシービル9F

公益社団法人中央畜産会 経営力向上設備等に係る証明書 係

返信用封筒を同封すること

##### 6) 証明書発行手数料

施設・機械部会員 : 2,000円/枚(消費税抜き)

その他 : 3,500円/枚(消費税抜き)

##### 7) 証明書の発行

中央畜産会は、経営力向上設備等に該当する旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を依頼を受けた設備メーカーもしくは販売会社に対して様式1により発行する。

#### 5. 確認内容と必要資料

設備メーカーは、自社における旧モデルと比較して生産性向上要件(年平均1%以上向上)を満たしていることが確認可能な資料を中央畜産会に提出する。

中央畜産会は、提出を受けた資料をもとに生産性向上の要件を満たしていることを確認する。

#### 6. 証明書の発行実績の報告と保管

中央畜産会は、証明制度に基づく証明書の発行実績について、証明書(様式1)等の書類により定期的に中小企業庁へ報告する。

中央畜産会は、発行した証明書の複写ならびに申請書類について5年間(年度)保管する。

別表

|                |   |
|----------------|---|
| 種苗設備（播種機等）     |   |
| 電動機            |   |
| 内燃機関、ボイラー及びポンプ |   |
| トラクター          |   |
|                | 歩行型トラクター  |
|                | その他のもの  |
| 耕うん整地用機具       |   |
| 耕土造成改良用機具      |   |
| 栽培管理用機具        |   |
| 防除用機具          |   |
| 穀類収穫調製用機具      |   |
|                | 自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。)、稲わら収集機(自走式のものを除く。)、及びわら処理カッター   |
|                | その他のもの  |
| 飼料作物収穫調製用機具    |   |
|                | モア、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く。)、ヘーレーキ、ヘーテッター、ヘーテッターレーキ、フォレンジハーベスター(自走式のものを除く。)、ヘーベラー(自走式のものを除く。)、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー(連続式のものを除く。)、ヘーエレベーター、フォレンジプロアー、サイレンジディストリビューター、サイレンジアンローダー及び飼料細断機 |
|                | その他のもの  |
| その他の農作物収穫調製用機具 |   |
|                | その他のもの  |
| 農産物処理加工用機具     |   |
|                | 洗卵洗浄機等、自動卵包装装置等、家畜飼養施設に付随する農産物加工処理機   |
|                | その他のもの  |
| 家畜飼養管理用機具      |   |
|                | 自動給じ機、自動給水機、搾乳用機械、搾乳用器具、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機、飼料運搬用施設、  |
|                | その他のもの  |
| 運搬用機具          |   |
| その他の機具         |   |